

○姫路市立高等学校授業料等徴収条例施行規則

昭和44年11月10日

教委規則第15号

改正 昭和49年4月25日教委規則第7号

昭和52年11月8日教委規則第15号

昭和57年3月29日教委規則第5号

平成19年3月29日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市立高等学校授業料等徴収条例（昭和25年姫路市条例第11号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(授業料の減免等)

第2条 条例第5条による授業料の減免及び徴収延期の規準は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を現に受けている者のうち高等学校等就学費の支給を受けていないもの及び保護を必要とする状態にある者（以下「要保護者」という。）の子女は、その授業料を免除することができる。
- (2) 教育委員会が前号の要保護者に準ずる者であると認めた場合、その者の子女に係る授業料については、その2分の1以内を減額し、又は徴収を延期することができる。
- (3) 災害・傷病・失業・営業不振その他の理由により、生徒の保護者がはなはだしく生活困難となったときは、授業料を免除し、又はその2分の1以内を減額し、若しくはその徴収を延期することができる。
- (4) 前各号のほか教育委員会が教育上特に必要があると認めたときは、授業料を免除し、又はその2分の1以内を減額し、若しくはその徴収を延期することができる。

(減免等の期間)

第3条 前条に規定する授業料の減免については、その事由が消滅するまでの期間とし、徴収延期については6箇月を限度とする。

(減免等の申請手続)

第4条 第2条の規定による授業料の減免又は徴収の延期を受けようとする者は、申請書（様式第1号）を当該学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 学校長は、必要に応じ前項の申請に係る者の実態を調査するとともに、当該地区を担当する民生委員児童委員の意見を聴取して所見を様式第1号の所見欄に記入するものと

する。

3 教育委員会は、必要により参考書類等の提出を求めることができる。

(決定通知)

第5条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、審査の上その措置を決定し、その旨を決定書(様式第2号)により学校長を経て、申請者に通知するものとする。

(減免等の取消)

第6条 授業料を免除され、又は減額され、若しくは徴収延期された者が、第2条各号の規定に該当しなくなったときは、速やかにその旨を当該学校長を経て教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があったとき、又は届出がない場合において第2条各号の規定に該当しなくなったと教育委員会が認めるときは、当該免除・減額又は徴収延期を取消すものとする。

3 授業料の免除・減額又は徴収延期の申請について虚偽の事実が判明したときは、教育委員会はその許可を取消すものとする。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年4月25日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年11月8日教委規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年3月29日教委規則第5号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日教委規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(あて先)姫路市教育委員会

保護者 住所

氏名 ㊟

年度 高等学校授業料(免除・減額・徴収延期)申請書

下記の生徒の授業料を 年 月分から 年 月分まで(免除・減額・徴収延期)くださるようお願いします。また税務情報による私達の所得等の調査及び生活保護受給状況の調査を承諾します。

記

学校名・学年 姫路市立 高等学校 年		申請理由			
氏名					
生年月日 年 月 日		生活保護の高等学校就学費を受給していますか? はい・いいえ			
家庭状況					
続柄	氏名	生年月日	勤務先又は学校名・学年	前年の所得額	備考 (処理欄)※
1		/ /			
2		/ /			
3		/ /			
4		/ /			
5		/ /			
6		/ /			
7		/ /			
8		/ /			

※は記入しないでください

学校長所見欄	合計所得		円
	家族数	免除(万円)	減額(万円)
	2人		
	3人		
	4人		
	5人		
	6人		
	7人		
	8人		
	1人増える ごとに		
姫路市立	高等学校長	印	免除該当・減額該当 減免不可

様式第2号(第5条関係)

姫教委 指令第 号
年 月 日

申請人 殿

姫路市教育委員会 印

授 業 料 免 除 減 額 決 定 書
徴収延期

年 月 日付申請のあった授業料免除・減額・徴収延期については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 認 否 の 別 承認(免除・減額・徴収延期)却下
- 2 授業料の減免徴収延期を受ける者

学 校 名
現 住 所
氏 名

- 3 減免又は徴収延期の期間及び金額

自 年 月 日 至 年 月 日
金 額 円

- 4 却下理由

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）